

(3) 富山市補助要綱

富山市まちなか住宅ディスポーザー排水処理システム整備支援事業補助金交付要綱

平成 18 年 7 月 1 日

都市整備部長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成 17 年富山市規則第 36 号。以下「規則」という。）第 24 条及び、富山市まちなか居住推進事業制度要綱（以下「制度要綱」という。）第 8 条の規定に基づき、富山市まちなか住宅ディスポーザー排水処理システム整備支援事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）及び都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) ディスポーザー 生ごみを細かく砕いて、台所から下水道に流す設備をいう。
- (2) ディスポーザー排水処理システム 制度要綱第 3 条第 1 項第 1 号、第 2 号に規定する補助対象事業により建設する共同住宅及び制度要綱第 3 条第 1 項第 5 号に規定する補助対象事業により建設する一戸建て住宅に設置するディスポーザーに排水処理槽を付加したもので、砕いた生ごみを生物処理した排水のみを公共下水道へ流すシステムをいう。
- (3) 共同住宅 共同住宅及び長屋（売却を目的とする分譲型、第三者に賃貸することを目的とした賃貸型、自ら居住するために、区分所有する共同建設型のいずれの場合も含む）をいい、店舗事務所等の用途と併用するものを含むものとする。

(補助対象の区域)

第 3 条 この要綱による補助事業の対象区域は、制度要綱第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる区域とする。

(事業計画の認定)

第 4 条 前条の区域において建設する共同住宅及び一戸建て住宅に、ディスポーザー排水処理システムを設置しようとする者は、制度要綱第 4 条の規定に基づき、事業計画を作成し、富山市まちなか住宅ディスポーザー排水処理システム事業計画認定申請書（様式第 1 号）により、市長に認定の申請を行うことができる。

- 2 前項の申請書には、別表第 1 に掲げる図書を添付しなければならない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、同項の認定の申請をすることができない。
 - (1) 市税を滞納している者。
 - (2) 建築基準法、都市計画法その他本市のまちづくりに関する条例等の規定により受けた必要な措置を講ずるための指導又は勧告に従っていない者で、当該指導又は勧告に従わないことにつき正当な理由がないと市長が認める者。
 - (3) 前 2 号に掲げる者のほか、補助金の交付をすることが不適當であると市長が認める者。

(認定の基準)

第5条 市長は、前条第1項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る事業計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。

- (1) 制度要綱第1条に規定する目的に即した事業であること。
- (2) ディスポーザー排水処理システムを設置する当該共同住宅及び一戸建て住宅については、制度要綱第4条で規定する事業計画の認定を受けていること。
- (3) 当該共同住宅及び一戸建て住宅に設置するディスポーザー排水処理システムについては、旧建設大臣が認定したもの、または社団法人日本下水道協会が作成した「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能規準(案)」に適合したものであること。

2 前項の基準は、富山市共同住宅等の建築に関する指導要綱など共同住宅の建設に係るその他の基準を緩和するものではない。

3 第1項の認定は、第14条の補助金の交付を予約するものと解してはならない。

4 市長は、第1項の認定にあたり、必要があると認めるときは、当該事業の実施及び管理について必要な措置を講ずること並びに補助金の交付の限度について条件を付することができる。

(認定の通知等)

第6条 市長は、事業計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を当該計画の認定の申請をした者に通知しなければならない。

(認定計画の変更)

第7条 事業計画の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、第5条の規定に基づき認定を受けた事業計画(以下「認定計画」という。)を変更しようとするときは、富山市まちなか住宅ディスポーザー排水処理システム事業計画変更認定申請書(様式第2号)を提出し、市長の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の場合において第5条に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の変更を認定することができる。

(認定計画の地位の継承)

第8条 次のいずれかに該当するものは、市長の承認を受けて、当該認定計画に基づく地位を継承することができる。

(1) 認定事業者が死亡した場合等において、現に同居する親族で引き続き認定計画に従って事業を実施する者。

(2) 認定計画に基づきディスポーザー排水処理システムを設置した一戸建て分譲住宅を認定事業者から売買契約によって取得する者。

2 前項の承認を受けようとする者は、富山市まちなか住宅ディスポーザー排水処理システム事業計画地位継承承認申請書(様式第3号)に、地位の継承のあった事実を証する書類を添えて市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請を承認したときは、速やかにその旨を当該認定計画の地位継承申請者に通知しなければならない。

(認定計画の中止又は廃止)

第9条 認定事業者は、第6条第1項の通知のあった日以後において、認定計画を中止し、又は廃止しようとするときは、富山市まちなか住宅ディスポーザー排水処理システム整備支援事業中止（廃止）届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。
(改善命令)

第10条 市長は、認定事業者が認定計画に従って事業等を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(認定計画の取消し)

第11条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定計画を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により事業計画の認定を受けたとき。

(2) 認定計画と異なる整備事業を行ったとき。

(3) 事業計画の認定を受けた日以後において、第4条第3項各号に該当する者になったとき。

(4) 第6条の規定による認定の通知があった日から3月以内に認定計画の事業に着手しないとき、又は当該共同住宅及び一戸建住宅が完成した日から6月以内に当該補助対象事業にかかる補助金の交付申請をしないとき。

(5) 前条の規定により命じられた措置をとらないとき。

(補助金の額)

第12条 補助金の額は、認定計画に定めるディスポーザー排水処理システムを設置する住戸数に5万円を乗じた額で、予算の範囲内の額とする。ただし、当該申請1件につき250万円を限度とする。

(補助金の交付の申請)

第13条 認定事業者は、規則第4条第1項の規定により、補助金の交付を受けようとするときは、認定計画にかかる事業が完了した後、速やかに、当該事業の成果を添えて、富山市まちなか住宅ディスポーザー排水処理システム整備支援事業補助金交付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書に添付する図書は、別表第2に掲げるものとする。

(交付決定等)

第14条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、及びその額を確定するものとする。この場合において、当該申請をした者に文書を交付して通知するものとする。

2 規則第19条の規定により、規則第5条の交付の決定及び規則第13条の額の確定の手続きを併合するものとする。

3 前項の規定により併合した規則第5条及び規則第13条の通知は、富山市まちなか住宅ディスポーザー排水処理システム整備支援事業補助金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第6号）により行うものとする。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条に規定する通知の後、認定事業者から提出される富山市まちなか住宅ディスポーザー排水処理システム整備支援事業補助金請求書(様式第7号)に基づき、当該認定事業者に対し補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第16条 市長は、認定事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を取り消し、又は変更することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定内容、これに付した条件、法令又はこの要綱に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。

2 市長は、前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消し、又は変更したときは、認定事業者に文書を交付して通知するものとする。

(補助金等の返還)

第17条 市長は、前条の規定により補助金等の交付の決定を取り消し又は変更した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該認定事業者に対し、期限を定めてその返還を文書を交付して求めるものとする。

(細則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

別表第1 事業計画の認定申請に必要となる図書等

提出図書等	特に記載を必要とする内容
提出図書等一覧表（別紙1）	申請者確認欄
事業計画書（別紙2）	事業計画の概要
富山市排水設備新設等計画 確認申請書の写し	使用者、申請者、土地所有者の承諾、排水設備の施工者、責任 技術者、工事種類、排水種類等
富山市排水設備新設等計画 確認証の写し	
ディスポーザー排水処理シ ステムの届出の写し	旧建設大臣の認定書又は社団法人日本下水道協会の適合評価 書、設置場所位置図、建築物配置図、排水設備設計図、設置設 備の仕様書（粉碎装置、排水処理槽）、維持管理計画（維持管 理体制、処理水質基準、維持管理要領）、誓約書
まちなか居住推進事業にお ける事業計画の認定通知書 の写し	

別表第2 補助金の交付申請に必要となる図書等

提出図書等	特に記載を必要とする内容
提出図書等一覧表（別紙3）	申請者確認欄
申請内訳書（別紙4）	完成した計画の概要
工事検査済証の写し	富山市排水設備等の工事検査済証の写し
工事写真	ディスポーザー排水処理システムの工事写真
完成写真	ディスポーザー排水処理システムの完成写真

(4) 茨城県生活排水対策推進要綱

茨城県生活排水対策推進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「茨城県生活環境の保全等に関する条例（平成17年茨城県条例第9号）」の規定に基づく生活排水対策を推進するに当たっての基本方針を定めることにより、県、市町村及び県民が一体となった効果的な対策の推進を図り、公共用水域の水質汚濁の防止及び県民の生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 生活排水

炊事、洗濯、入浴等の人の生活に伴い排出される水（し尿を含む）をいう。

(2) 生活排水処理施設

下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント（地域し尿処理施設）、合併処理浄化槽（し尿と併せて雑排水を処理する浄化槽をいう。以下同じ）、その他の生活排水を処理する施設をいう。

(基本方針)

第3条 県、市町村及び県民は、生活排水処理施設の整備、家庭や野外活動等における発生源対策の実践を図るためにそれぞれの役割を果たし一体となって、次に掲げる方法により生活排水対策を推進するものとする。

(1) 生活排水処理施設の整備

県の定める「生活排水ベストプラン」に基づき、公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽等、地域の特性に応じた生活排水処理施設の整備を推進するとともに、既存の単独処理浄化槽（し尿のみを処理する浄化槽をいう。以下同じ。）の合併処理浄化槽への転換を進め、生活排水の公共用水域への未処理排出の解消を図る。

また、下水道などの共同の生活排水処理施設の整備区域以外及び整備されるまでに相当の期間を要する地域については、合併処理浄化槽の設置を基本として整備を推進することとし、特に、下水道などの共同の生活排水処理施設の整備区域以外の地域については、住民の設置や維持管理に係る経費負担が軽減されることを考慮し、市町村設置型の合併処理浄化槽の整備を重点的に推進する。

(2) 家庭における台所対策等の実践

家庭でのくらしの工夫による、調理くずや廃食用油の流出防止、洗剤の適正量使用、浄化槽の適正管理等の水環境にやさしい生活の実践を推進する。

(3) レクリエーション活動等における環境保全対策

バーベキューやキャンプ等の野外活動における調理くずや廃食用油の流出防止の対策を推進する。

2 霞ヶ浦、潤沼及び牛久沼の各流域については、富栄養化防止の観点から、窒素・りんが除去できる高度処理型浄化槽の設置を推進する。

(県の役割)

第4条 県は、次に掲げる対策の実施に努めるものとする。

- (1) 流域下水道など共同の生活排水処理施設の整備促進
- (2) 合併処理浄化槽など個別の生活排水処理施設の整備（単独処理浄化槽からの転換を含む。）促進
- (3) 市町村設置型の浄化槽の整備促進
- (4) 生活排水対策に関する知識の普及・啓発
- (5) 市町村が実施する生活排水対策に対する技術、財政上の支援及び指導助言
- (6) 生活排水の処理等に関する調査・研究の推進
- (7) その他の生活排水対策に係る施策の実施

(市町村の役割)

第5条 市町村は、次に掲げる対策の実施に努めるものとする。

- (1) 生活排水対策に係る計画の策定及び実施
- (2) 公共下水道など共同の生活排水処理施設の整備推進及び公共下水道などへの接続の推進
- (3) 合併処理浄化槽など個別の生活排水処理施設の整備（単独処理浄化槽からの転換を含む。）促進
- (4) 市町村設置型の浄化槽の整備推進
- (5) 浄化槽等の適正な維持管理の指導
- (6) ディスポーザ（生ごみを粉碎し、水とともに排水管に流す装置をいう。以下同じ。）の適正な設置及び使用の指導
- (7) 生活排水対策を推進するための協議会等の設置や啓発指導員の育成等による推進体制の整備
- (8) 生活排水対策に関する知識の普及・啓発
- (9) 汚濁河川の直接浄化などその他の生活排水対策に係る施策の実施

(県民の役割)

第6条 県民は、県及び市町村が実施する生活排水対策に協力するとともに、次に掲げる対策の実施に努めるものとする。

- (1) 適量調理による食物残さの排出抑制と調理くずの流出防止
- (2) 食器や鍋等のひどい汚れや油の拭き取りによる汚濁物質の流出防止
- (3) 食用油を使い切る工夫や廃食用油の回収などによる流出防止
- (4) アクリルたわしなどの使用による台所用洗剤の使用抑制及び計量カップなどを使った洗濯用洗剤の適正量使用
- (5) 公共下水道などの共同の生活排水処理施設への生活排水の速やかな接続
- (6) 単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への速やかな転換
- (7) 浄化槽等の定期的な保守点検及び清掃並びに法定検査の実施

2 県民は、ディスポーザの設置及び使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) ディスポーザ排水を下水道、農業集落排水施設又はコミュニティ・プラントに流す場合は、それぞれの施設管理者が定める条件を遵守すること。
- (2) ディスポーザ排水を浄化槽で処理する場合は、ディスポーザ対応浄化槽（建築基準法に基づく国土交通大臣の認定を受けたもの）を使用するか、又は合併処理浄化槽の前段にディスポーザ排水処

理システム（旧建築基準法に基づく建設大臣の認定を受け、又は社団法人日本下水道協会が作成した「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）」に適合している旨の評価を受けたものをいう。）を設置すること。

（３） ディスポーザは、（１）又は（２）の方法以外での設置及び使用を行わないこと。

（その他）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、生活排水対策の推進に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

付 則

- 1 旧要綱（平成 4 年 3 月 23 日施行）は、廃止する。
- 2 この要綱は、平成 17 年 11 月 4 日から施行する。

「新たな廃棄物処理技術の調査検討部会」部会員名簿・検討経過

1 部会員名簿

	氏名	所属（役職）	備考
部会員	福田年男	東松山市廃棄物政策課クリーンセンター 主幹	部会長
	秋山英二	神川町環境防災課 主幹	副部会長
	島寄 究	さいたま市環境施設課 主任	
	宮田匡寿	吉川市環境課 主事	
	紫原克彦	北川辺町健康福祉課保健センター主事	
	加藤 寛	栗橋・鷲宮衛生組合施設係 主事	
	今井剛史	彩北広域清掃組合事務局 施設係 主事	
	神田富男	坂戸市清掃事務所 副所長	
	横山真一	ふじみ野市環境課 主事補	
	太幡和也	皆野町住民福祉課 主任	
事務局	前田恵美	埼玉県環境部資源循環推進課一般廃棄物担当 技師	
	竹内康雄	埼玉県環境部資源循環推進課主幹	
	廣瀬和夫	埼玉県環境部資源循環推進課総務・企画調整担当 主査	
	小川裕嗣	埼玉県環境部資源循環推進課総務・企画調整担当 主査	
	斉藤正浩	埼玉県環境部資源循環推進課ごみ減量化・リサイクル促進担当 主査	

2 検討経過

部会開催日等	検討内容
第1回 平成18年 7月10日	・ 検討項目の決定 ・ 部会の進め方、スケジュール等
第2回 平成18年 8月31日	・ 問題点、実施手法の整理と検討 ・ アンケート項目の検討 ・ 先進地ヒアリング調査地の検討
平成18年11月14日～ 平成18年12月4日	・ 先進地ヒアリング調査（5班体制、8箇所）
第3回 平成18年12月22日	・ 先進地ヒアリング調査の結果報告 ・ 報告書の骨子（案）の検討
第4回 平成19年 2月 7日	・ 報告書の原稿（案）の検討